

# 浜岡原子力発電所 1,2号機 廃止措置計画全体概要

浜岡原子力発電所 1,2号機の廃止措置計画の全体概要は以下のとおりです。(下線部は、今回の変更申請で変更した部分です。第1段階については、本記載の内容で終了しています。)

## 1 廃止措置対象施設

廃止措置計画認可申請書における廃止措置の対象施設は、1,2号機の原子炉およびその附属施設等です。(今後も使用する3~5号機との共用施設や放射性物質による汚染のない地下建屋、地下構造物、建屋基礎は含まれません。)

## 2 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設および基本方針

### (1) 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設

廃止措置対象施設のうち、解体の対象となる施設は、復水器冷却水放水路を除く全ての施設です。(復水器冷却水放水路は、雨水等の排水路として引き続き使用するため、解体は行いません。)

### (2) 廃止措置の基本方針

- 廃止措置の実施にあたっては、安全確保を最優先に関係法令の要求を満足するようにします。
- 廃止措置は、廃止措置期間全体を下表のとおりに区分し、この順序で実施します。

第1段階(解体工事準備期間)	燃料の搬出、系統除染、施設の汚染状況の調査を実施するとともに、管理区域外の汚染のない設備の解体撤去に着手します。
第2段階(原子炉領域周辺設備解体撤去期間)	原子炉領域を除く設備の解体撤去に着手するとともに、解体撤去物処理設備の設置工事等を行います。
第3段階(原子炉領域解体撤去期間)	原子炉領域の解体撤去に着手します。
第4段階(建屋等解体撤去期間)	解体の対象とする全ての設備、建屋等の解体撤去を行います。

- 廃止措置を安全・確実に実施するため、必要な設備を適切に維持管理します。
- 放射性物質の施設内外への漏えい・拡散防止対策を講じます。
- 放射線業務従事者の被ばく低減のために、適切な安全貯蔵期間の設定や系統除染等を実施します。
- 保安のために必要な事項を原子炉施設保安規定に定めて、適切な品質保証活動のもと実施します。
- 解体撤去工事を通じて、解体撤去工事に関するデータの取得、経験・実績の蓄積を図ります。

## 3 核燃料物質の管理および譲渡(ゆずりわた)し

- 燃料は、第1段階中に当該設備から搬出します。
- 搬出した「使用済燃料」(冷温臨界試験のみを経験した燃料を除く)は再処理事業者に直接搬出するか、4,5号機に搬出し、その後、再処理事業者に搬出して再処理します。冷温臨界試験のみを経験した「使用済燃料」については、第1段階中に5号機に搬出し、第2段階中に処理方法を定めます。
- 1,2号機の新燃料貯蔵庫に貯蔵している「新燃料」および2号機の燃料プールに貯蔵している「新燃料」は、第1段階中に加工事業者へ譲渡します。

## 4 核燃料物質によって汚染された物の除去

- 第1段階:格納容器内の再循環系、原子炉冷却材浄化系、余熱除去系の系統除染を実施します。
- 第2段階:原子炉圧力容器、炉内構造物ならびに格納容器外の原子炉冷却材浄化系および余熱除去系の系統除染を実施します。

## 5 核燃料物質によって汚染された物の廃棄

- 放射性気体廃棄物:第1段階は運転中と同様に、フィルタを通すなどの処理を行った後、排気筒で放射線量を計測しながら排気します。第2段階以降は、フィルタを通すなどの処理を行った後、粒子状の放射性物質を対象に、新たに設置する排気口にて放射線量を計測しながら排気します。
- 放射性液体廃棄物:運転中と同様に処理等を行います。

- 放射性固体廃棄物:放射能レベル区分や性状に応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに廃棄します。廃棄先が決定するまでは浜岡原子力発電所内に貯蔵保管します。
- 放射性物質として扱う必要のないものは、可能な限り再生利用します。
- 放射性廃棄物でない廃棄物は、可能な限り再生利用するか、産業廃棄物として適切に廃棄します。

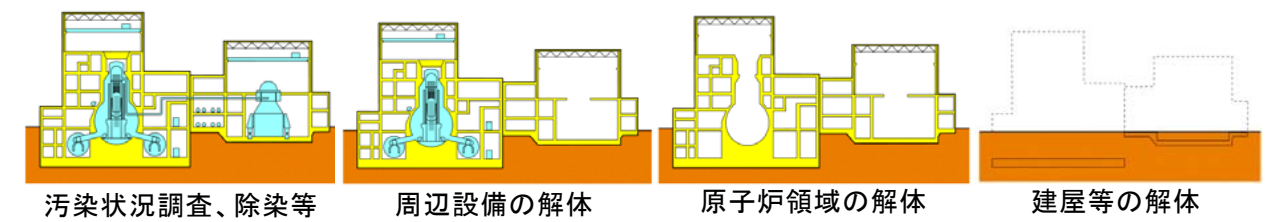
【廃止措置対象施設の放射能レベル別物量(推定発生量)】(単位:トン)

放射能レベル区分	今回の申請時			参考(初回申請)		
	1,2号機合計	1号機	2号機	1,2号機合計	1号機	2号機
放射性廃棄物(L1)	約100	約40	約50	約140	約60	約80
放射性廃棄物(L2)	約1,000	約370	約570	約1,530	約700	約830
放射性廃棄物(L3)	約18,900	約9,990	約8,860	約14,080	約6,250	約7,830
放射性物質として扱う必要のないもの(CL)	約77,700	約34,050	約43,680	約24,570	約11,170	約13,400
放射性廃棄物でないもの(NR)	約353,700	約155,500	約198,200	約442,000	約192,600	約249,400
合計	約451,200	約199,900	約251,300	約482,400	約210,800	約271,600

(注)除染を考慮した数値です。端数処理のため合計値が一致しないことがあります。施設の維持管理に伴い発生する廃棄物等を含んでいません。

## 6 廃止措置の工程

廃止措置は、2009年度から2036年度までの28年間で4段階に区分して段階的に進めていきます。



	2009年度~2014年度	2015年度~2022年度	2023年度~2029年度	2030年度~2036年度
各段階	第1段階 解体工事準備期間 ◆運転終了(2009. 1. 30) ◆廃止措置計画認可申請(2009. 6. 1) ◆廃止措置計画認可(2009. 11. 18) ◇廃止措置計画変更認可申請	第2段階 原子炉領域周辺設備 解体撤去期間	第3段階 原子炉領域 解体撤去期間	第4段階 建屋等解体撤去期間
燃料搬出	燃料搬出			
放射能調査・除去	汚染状況の調査・検討 原子炉水が循環する機器・配管等の除染			
解体・撤去		原子炉領域周辺設備解体撤去	原子炉領域解体撤去	建屋等解体撤去
廃棄物の処理・処分	放射性廃棄物の処理処分(運転中廃棄物または解体廃棄物)	放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去		